

書評と紹介

米山忠寛著

『昭和立憲制の再建

—— 1932～1945年』

評者：有馬 学



これはホームランなのか、それと見まがう大ファウルなのか。それほどに刺激的な力作である。この場合、ビデオで確認なんて便利な方法はない。読者は自身の知見と想像力を総動員して立ち向かわなければならない。評者の体験を告白しておくと、読みはじめはイライラの連続であった。直感的に立ち上がる疑問はほとんどすべての頁で発生し、あっという間に付箋だらけになる（それでは付箋の意味が無い）。しかし読み進めるにつれて、直感的な疑問のほとんどは、いやいやそう単純には批判できないぞと打ち消される。

読後の感想が先走ってしまったが、著者自身が述べるように、本書は新事実を発見することよりも、「周知の事実の間の関係性の発見」に重きを置くことによって、昭和戦前・戦時期の「潜在的な政治構造を析出」することを目的としたものである。したがって、一次史料を用いた実証という面では、物足りなさを感じる向きもあるかもしれない。しかし本書に対しては、そのような観点からの批判はあまり意味をなさないだろう。何よりも本書からは、既成の権威

や借り物の論理に寄りかかることなく、自らの言葉と論理で全体を説明し尽くそうとする強い意志と学問的良心が感じ取れる（著者の書きぶりにはちょっとした上から目線を感じなくもないが）。評者も気持ちを奮い立たせて食い下がってみることにする。

「昭和立憲制の再建」とは何か。それはいかなる事態を指すのか。著者は「昭和立憲制」の命運を三つの時期区分にしたがって、三章にわたって検討する。すなわち、危機の時代（1932～1936年）、再編の時代（1937～1940年）、再建の時代（1941～1945年）である。それぞれの時代を画するのは、議会政治、政党政治の正統性をめぐる理念の闘争と、再定義による合意の形成である。著によれば、同時代人にとって昭和の立憲制の引照基準は、明治の近代化の意義を確認することであり、同時に政党政治の腐敗への批判（大正の失敗）を意識することであった。

後述するように、本書全体の主張は必ずしも突然変異的な特異性を持つものではない。しかしこの時期区分に与えられた特徴付けは全く著者独自のものである。それを導く分析視角が、立憲政治、議会政治、政党政治の新たな定義である。すなわち、立憲政治とは憲法の規定に沿って政治が行われること、議会政治とは議会が憲法上大きな権限を有した上で政治に関与していくこと、政党政治とは議会の中の政党が中心となって政治を行っていくこととされる。それぞれは定義として特別なものではない。しかし、重なり合う部分を持つつ別々の概念である三者の相互関係を、全体を貫く分析視角に仕立てたのが本書のミソだ。

明治憲法は欧米における立憲制成立の歴史的

前提を抜きに輸入された制度である。したがってそれは、西欧風の王権制約的な議会主義も、逆にドイツ風の議会制約的な含意も、原理として内包するものではない。また政党という存在を前提とするものではないから、政党政治との関連を否定する立憲主義も弁証可能である。そうすると、立憲政治の構造は、さまざまなアクター間の理念と実践を通した相互関係のあり方を通してとらえる外はない。これを政党の側から見ると、立憲政治とは議会政治であり、議会政治とは政党政治であるという主張が、腐敗堕落した金権政治の温床という社会的な批判にさらされて危機に瀕したとき、どのように関係を再定義して自身の正統性を確保するかという問題になる。

本書は通説に反して、戦時体制が、危機を通して再建された立憲政治のもとにあったことを主張する。著者に従えば、明治憲法を基軸とする立憲政治にとって、危機の時代は一般に考えられているより限定的であり（1932～1936年）、戦時期（日中戦争以降）をのっぺらぼうに立憲制の危機ととらえるのは正しくない。むしろ戦時期には、政界再編をめぐる激しい闘争を経た、立憲政治の意味の再定義と、それへの回帰が見られる。日米開戦後の翼賛政治は、帝国憲法を基軸とする立憲制の再建期である。そこでは、資本主義対反資本主義、政党政治対反政党政治といった対立も妥協可能な差異に収束していた。

このような立憲政治の再定義に基づく再建というストーリーは、戦時期における政党の立ち位置と機能を理解する上で有効かもしれない。何故なら、この時期の政党は一方では政党内閣への復帰願望などとくの昔に放棄せざるを得

ない中で、しかし議会を通して自らの存在意義を示し続けたからである。政党が謙虚に反省したのかどうかはさておいて、不变の憲法が与えた議会の機能と、すべての政治勢力にとって制約であると同時に政治資源でもあった戦時体制という環境が、政党に協調体制の中で居場所を与えたのである。このような著者の戦時体制論からすると、闘争（政治的対抗）を基調として戦時期全体をとらえるのは正しくないことになる。この点では伊藤隆の革新派論と著しく対照的である。

さきに通説と書いてしまったが、実のところ昭和戦前・戦時期の政治史に関する通説などあって無きがごときものである。近年の研究動向に照らせば、大きな枠組みとしては著者の主張は通説に反してというほど珍しいものではない⁽¹⁾。

近年における政治史研究では、いわゆる政党内閣崩壊（この理解は結果解釈に過ぎないが）後の政治システムを、デモクラシーの崩壊やそれからの逸脱ではなく、立憲制や政党制の再建・再編、小さく見積もってもそれへの努力という観点からとらえ直そうとする志向は珍しくない。そこには、明治憲法体制「崩壊」論を構築するよりも、それを脱構築する方が1930～40年代の政治過程を理解する近道ではないかという共通了解が成立しつつあるように見える。その点で、本書は突然変異的に出現したわけではない。このような方向性は、歴史の中にあるべき姿を探す規範的歴史観から自由である点で、好ましいものと言えるだろう。

研究史的に見た本書の最大の特色は二つあると思う⁽²⁾。一つは、明治憲法体制の崩壊論や解体論と完全に決別したことであり、もう一つは

(1) 評者の念頭にあるのは古川隆久『戦時議会』（吉川弘文館、2001年）、官田光史『戦時期日本の翼賛政治』（吉川弘文館、2016年）などである。

(2) これはあくまで日本近代史研究という観点からの意義であり、たとえば比較政治学の視点からは別の意義づけ

1945年までの日本の立憲制から戦争責任（敗戦責任）を解除したことである。この二つは論理的につながっている。開戦や敗戦の意思決定において立憲政治が有責であるとするなら、それは必ず明治憲法体制の解体という理解を前提とするだろうし、逆に戦争という〈失敗〉を前提に置かなければ、解体や崩壊は定義できないだろう。

坂野潤治『明治憲法体制の確立——富国強兵と民力休養』（東京大学出版会、1971年）の見事な貢献は、当時だれもなそうとしなかった、きわめてシンプルな、しかしきわめて独創的は手法によってもたらされた。坂野は明治憲法を政治システムの淵源として読み解くことで、政党システムに結びついた議会制を想定していない明治憲法のもとで、政党がなぜ政治権力の中核に上りつめることが可能になったかを、憲法内在的に説明した。考えてみれば、半世紀近くにわたって強力な影響力を保持し続けたパラダイムというのは、日本近代史研究と言わず、日本史研究の歴史においても異例の存在ではないだろうか。

しかし、「明治憲法体制の確立」論を前提にしたその後の研究が行き惱んだのは、「確立」は憲法内在的に説明できても「解体」は同じ手法では説明できないということであった。唯一可能なのは、坂野自身が後にそうしたように、明治憲法を再び悪役にすることである。すなわち、明治憲法が議会に与えた権限は政党の勢力拡大の根拠をなしたが、同時に権力分立的な明治憲法の不備が政党政治を定着させなかつたと考えることである。

明治立憲制とその延長としての政党内閣制を成立させたのも、それを解体させたのも明治憲

法であるというのは、事実の理解として正しいかもしれない。しかしそれでは明治憲法体制という概念は、概念として成立しないのではないか。なぜならそれは何者も指示示さないのだから。違う言い方をすれば、明治憲法は政党内閣制を成立させる条件でもあり、解体させる条件でもあったというのは、何事かを語ったことになるのか。

これがアポリアであったのは（あるいはそう見えたのは）、解体や崩壊を自明の前提と考えていたからだ。だがその前提を取り扱ってしまえばどうなるか。米山が敗戦から遡って戦前・戦中の政治システムを評価するという思考方法を避けたのは正しいと思う。立憲制そのものは戦争の結果には責任を持てないからである。このような発想に抵抗がある人は多いだろうが、立憲政治が確立していようがいまいが、戦争に勝つことも負けることもあるのは当たり前のことだ。

このように見ると、著者の議論は明治憲法体制論が内包した隘路の突破口のようにも見える。このあたりをどう評価するかが、ホームランであるかどうかの見極めどころになるだろう。それとは別に、本書における構造を語ろうとする姿勢は、それが歴史研究の任務かという疑義は承知の上で、高く評価したいと思う。かつて戦時期日本の体制をファシズムとする立場への批判に対して、ファシズムでなければ何なのだという反論？の仕方があった。評者も含めて、何々体制という名付けはなされなかったと思う。本書は一つの考え方かもしれない。

以上のように、本書は近年まれに見る論争的な労作である。とはいえ、感動は書評の任務で

が可能だろう。この点については、たとえば今井真士による本書の書評参照（今井「昭和戦前期・戦時期の日本政治に表れる権威主義体制下の立憲政治」『レヴァイアサン』59号、木鐸社、2016年10月）。

はないし、評者には解消しない違和感もある。最後にそれらに言及して拙い評言を閉じたい。

第一に、戦時体制と立憲政治の関係についてである。著者は、明治憲法では戦時も想定されていたという。その通りであるが、それは戦争も外交の延長であった時代に想定された戦争であり、戦争一般である。しかし総力戦の段階において、それがどのような事態をもたらすのか、どのように終わるのかは想定の外だったのではないか。結局のところ、戦争は明治憲法にあらかじめ織り込まれていたという主張は、戦争がその形態を根底的に変化させる現実の前では、議論の枠組みを構成する前提とするのは無理があるのではないか。すなわち、戦時における現実の進行に適応しようとするさまざまなアクターの行動を、直ちに立憲制の再建への努力と位置づけるのは、検討の余地があるのではないか。

関連して、著者は資本主義対反資本主義という先鋭な対立は戦時体制のもとで封印されたと言うが（225頁）、現実には、よりよい戦時体制の構築などおよそ不可能な、資源や生産の絶対的な制約が出現している。一定の安定は戦時体制一般の性格からもたらされるのではなく、制約（資源配分と生産力の限界）がもたらしたものではないか。

第二の疑問。著者の定義による立憲制とそのもとでの議会、政党の機能が、戦時期において不全であったわけではないことは承認できる。それらの総体を構造と呼ぶことも認めよう。しかしそれを包摂や妥協、秩序といったキーワードで、あたかも抱擁家族のように描くのはどんなものだろうか。

たとえば1970年代以降の史料発掘が明らかにした東条内閣期における政治的対抗は、米山の図式（対抗の収束と挙国一致の形成）とどう整合するのだろうか。伊藤隆によれば、政治過程は対抗の収束を示していない。そして米山の

分析は、戦争終結の政治過程と権力闘争に触れることがないのである。

また戦時における議会政治の中で、政党は抱擁家族の一員であることに満足していたのか。政党とは本来、政局抜きの（政権争奪抜きの）政策決定過程への参入で満足するものなのか。戦時体制の中ではそうせざるを得なかったというのなら、なりを潜めた存在である政党を重要なピースとする「立憲制の再建」とは何なのか。

第三に、本書の議論では、選挙を通しての正統化という問題が閑却されているのではないか。汚職、金権政治、党派政治といかに批判されようが、既成政党勢力が総体として選挙を通して少数派に転落したことは一度もない。そのことは、戦前・戦時期の政治システムを論じる上でどのような意味を持つのか（あるいは持たないのか）。また、著者は翼賛選挙を通して政党政治家でない人々が議会に参入したことを強調するが、それが果たして多様性を担保したのかどうかは、より精密な議論が必要であろう。

読み直してみると、不十分な意義づけと、まことにおずおずとしたささやかな違和感の表明に終わったかもしれない。著者の構想力が秘める抗しがたい魅力に対して、評者の力不足がそれを十分に伝え切れていないことを恐れる。同時に、これだけの挑発的な議論に対して、日本近代史研究の側からの応答があまり見られないのが気になる。まさか、威風堂々、自信満々の著者に臆したわけではあるまい。さらに踏み込んだ論議を期待したい。

（米山忠寛著『昭和立憲制の再建——1932～1945年』千倉書房、2015年3月、372頁、定価6,400円+税）

（ありま・まなぶ 九州大学名誉教授、福岡市博物館館長）